

# 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

令和6年 4月 1日  
最上広域市町村圏事務組合理事長  
最上広域市町村圏事務組合議会議長  
最上広域市町村圏事務組合教育委員会  
最上広域市町村圏事務組合監査委員  
最上広域市町村圏事務組合消防長

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	101.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.7%
全職員	79.0%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・課長等(6級相当職)	104.0%
課長補佐等(5級相当職)	—
冠主査等(4級相当職)	—
係長等(3級相当職)	92.20%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	108.2%
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	104.0%
6～10年	92.8%
1～5年	—

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・当組合の教育職は、給与は当組合から支給しているものの、実際の人事や登用については山形県教育委員会がしているため、情報公表の計算には含めていない。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、勤務時間に応じて人数を換算している。
- ・任期の定めのない常勤職員のうち約9割が消防職員であり、令和5年度時点で消防職員は全て男性である。
- ・消防職員の初任給格付けの際には4号給が加算されている。
- ・消防職員は、休日勤務や夜間勤務等があり、勤務に応じた手当が支給されている。
- ・扶養手当について、原則として主たる生計維持者に支給しており、扶養手当の受給者に占める男性の割合は9割以上である。
- ・役職段階別においては、課長補佐等（5級相当職）及び冠主査等（4級相当職）には、女性職員はいない。
- ・勤続年数別においては、36年以上、26～30年、21～25年、16～20年、1～5年には、女性職員はいない。